

令和 6 年度

認定こども園等入園の手引き



あわら市 健康福祉部 子育て支援課

TEL 0776-73-8021

(令和 5 年9月作成)

令和 6 年度 認定こども園等入園の手引き

この手引きは、認定こども園等の利用に関し、必要となる手続き等について記載したものです。利用申込みに当たっては、内容をよくご確認の上、お申し込みください。

目次

1 入園申し込みの流れ	P1
2 入園申し込みの対象者	P2
3 教育・保育給付認定について	P2～P3
4 入園申込みの方法	P4
5 利用調整について	P5
6 入園前説明会及び面接	P5
7 申し込み後に変更があった場合	P5
8 申し込みに必要な書類	P6
9 入園後に届出が必要な場合	P7
10 利用者負担額(こども園料・給食費など)	P8～P9
11 広域入所について	P10
12 慣らし保育について	P11
13 一時預かり保育について	P11
14 あわら市の認定こども園一覧	P12
15 教育・保育施設位置図	P13

1 入園申し込みの流れ

(1)当初受付(次年度4月または年度途中に入園予定の方)

申し込み受付は、10月下旬から11月上旬に子育て支援課にて行います。受付期間等の詳細情報は、10月のあわら市広報・市ホームページでご案内します。

申し込み(10月下旬から11月上旬)

①4月からの入園分

②年度途中の入園分(出生前・転入前・育児休業復帰前など)

※年度途中で入園申し込みをしても、定員超過等により希望することも園に入園できない場合がありますので、ご注意ください。

利用調整(11月中旬から12月上旬)

※定員を超える申し込みがあった園において、利用調整を行います。

結果通知(1月中)

※子育て支援課から通知を送付します。

入園説明会(2月～3月)※5月以降途中入園の方は入園月の前月

※入園決定した園で入園に当たっての説明会及び面接を行います。日程等は各園から連絡します。

入園

(2)年度途中受付(当初受付をされていない方)

当初受付終了後、子育て支援課にて随時行います。入園に当たっての空き状況については、その都度お問い合わせください。(園の状況により空き状況は変化します。)

申し込み(随時)

※希望することも園に空きがある場合に入園できます。

入園説明(随時)

※申し込み後、園と直接日程を調整して行ってください。

入園

2 入園申し込みの対象者

受入年齢	利用申込みを行うお子さんの生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日以降
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

【入園年齢】 私立園:生後57日から
公立園:6か月から

※ 注意点

- 園ごとに教育・保育時間や内容、実費負担額などが異なりますので、申込み手続きの前に希望する園でのご確認をお願いします。
- こども園の見学等を希望される場合は、こども園へ直接電話でお問合せの上、見学をしてください。
- 必要書類等を確認し、不備のないようにお申し込みください。不備がある場合には、受付できないことがあります。

3 教育・保育給付認定について

保育施設の利用を希望する方は、「保育の必要性」について認定を受ける必要があります。保育施設利用の申し込みを行うと、教育・保育給付認定の申請も同時に行われたことになります。

教育・保育給付認定の区分は下記の3つです。

認定区分	対象年齢	対象	利用できる時間	保育を必要とする事由
1号	満3歳以上	教育を希望する場合	6時間(教育時間)	必要なし
2号		保育を希望する場合	8時間(短時間)	必要あり (1)のとおり
3号	満3歳未満		11時間(標準時間)	

※3号認定の児童が3歳の誕生日を迎えた際には自動的に2号認定に切り替わります。なお、自動的に切り替わっても、こども園料の変更は生じません。

(1) 保育の必要量および認定基準

2・3号認定で認定こども園等を利用するには、教育・保育給付認定保護者及び配偶者が次の事由に該当する必要があります。

	保育を必要とする事由		保育必要量	有効期限など
①	就労 (1か月48時間以上)	就労等により、児童を保育することができない	保育標準時間 または 保育短時間 (1か月120時間未満の場合は、保育短時間)	雇用期間終了予定日の属する月の月末まで(事由が継続していれば就学前まで)
②	妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと	保育標準時間 または 短時間	第2子以降の出産予定日の3か月前の日が属する月の初日から産後3か月を経過する日の月末まで
③	負傷・疾病・障害	負傷又は疾病・障害を有している	保育標準時間 または 保育短時間	事由が継続していれば就学前まで
④	看護・介護	親族の看護・介護をしている		
⑤	災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧に当たっている		
⑥	求職活動	求職活動を継続的に行っている	保育短時間	入園後3か月まで
⑦	就学	卒業後の就労を前提とした学校に通学している(職業訓練含む)	保育標準時間 または 保育短時間 (就学時間により決定)	事由が継続していれば就学前まで
⑧	育児休業を取得して下の子の育児中	育児休業を取得し、その子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用する	保育短時間	産後3か月を経過する翌月初日から産後1年半が経過する月の末日まで
⑨	育児休業を取得せず下の子の育児中	下の子の育児のために兄弟が保育施設を利用する		
⑩	その他	保育を必要とする特別な事由があり市が認める場合	保育標準時間 または 保育短時間	市が認める事由状況に応じて就学前まで


4 入園申し込みの方法

●通常受付

「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」をご記入の上、必要書類(6 ページ参照)を添付してあわら市役所子育て支援課に提出してください。

●オンライン受付

令和6年度の入園よりオンラインによる入園申込みを開始しています。オンライン申請は、ご自宅から 24 時間いつでもお手続きいただけます。

事前にご準備いただくもの	・スマートフォン または パソコン ・マイナンバーカード ・入園申込みに必要な書類(6 ページ参照)
手続き方法	①「ぴったりサービス」で検索、または下記の QR コードを読み取ってください。 ②「手続きの検索・電子申請」をクリックしてください。 ③お住いの市町村への手続き(ぴったりサービス)より、市町村名「あわら市(福井県)」→検索条件「カテゴリ」→カテゴリ「子育て」で検索してください。 ④新規申し込みの方は「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」、継続申し込みの方は「教育・保育給付認定現況届兼入園継続申込書」からお手続きください。 

※注意点

- 兄弟姉妹で同時に申込をする場合は、一人ずつ申請が必要です。
- 電子申請は、必ず手元に必要な書類がすべて揃ってからお願いします。
- 添付いただくデータは、写真などの画像データのほか、PDF・エクセルファイル等でも構いません。
- 子育て支援課より書類不備等について連絡する場合があります。

5 利用調整について

申し込みが定員を超えた場合は、次の選考基準に基づき、合計得点が高い方から順に入園できるよう調整します。

条件	配点
保護者が障害者手帳を所持している	7点
ひとり親家庭である	6点
園から家や職場の距離が 300m 以内である	5点
卒園児の弟妹である	4点
昨年希望の園に入園できなかった	3点
多子世帯(児童3人以上)である	2点
教育保育提供区域内の園を希望している	1点

※兄弟姉妹が在園している場合または児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合(生活保護、DV 等要支援者)は優先的に利用できるよう前もって調整します。その他児童について、上表で得点の高い順から入園とし、同点となった場合、配点の大きいものを含む方を優先します。それでも差がつかない場合は、後日抽選により入園する児童を決定します。

6 入園前説明会及び面接

(1)4月入園

申込み後、翌年1月に入園決定通知を子育て支援課より発送します。2月～3月に入園決定した園で入園前説明会及び面接を行います。日程等は園から連絡があります。

(2)年度途中入園(5月～3月)

入園月の前月に個別に行います。日程の調整は園と直接行ってください。

7 申し込み後に変更があった場合

- 申請内容に変更が生じた場合(就労先や就労時間の変更、家族構成の変更、妊娠、転居等)は速やかに子育て支援課へご連絡ください。申請内容と異なる事実が発覚した場合、入園できないことがあります。
- 入園前にあわら市外に転出された場合、速やかに子育て支援課へご連絡ください。
- 入園月を変更する場合は、変更する月の前々月までに子育て支援課で手続きをしてください。

8 申し込みに必要な書類

(1) 全員が提出する書類

※満3歳以上で教育を希望される方(1号認定)は次の表の1のみを提出してください。

1 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書	
2 保育が必要な旨の証明書(児童の父母それぞれに必要)	
① 就労(就労復帰)	就労証明書 または 自営申立書
② 妊娠・出産	母子手帳の写し(父母が分かるページ及び分娩予定日が記載されたページ)
③ 疾病	医師の診断書 (<u>保育が困難な旨が明記されていること</u>)
④ 障害	身体障害者手帳等の写し
⑤ 看護等	医師の診断書(看護が必要な旨が明記されていること) 又は 要看護者の身体障害者手帳等の写し
⑥ 求職活動	就労予定申立書 (※後日、就労証明書の提出が必要)
⑦ 就学	在学証明書など就学状況が証明できるもの 又は 職業訓練の受講状況が確認できるもの
⑧ 育児休業	就労証明書 (育児休業期間が明記されていること)
⑨ 下の子の育児 (育児休業を取得せずに育児中)	母子手帳(出生届出事項証明のページ)の写し

(2) 該当者のみ提出する書類

状況	提出書類
① 生活保護を受給	生活保護受給者証の写し
② 離婚を前提に保護者が別居	離婚調停中であることを証明する書類(家庭裁判所における事件係属証明書、調定不成立証明書など)

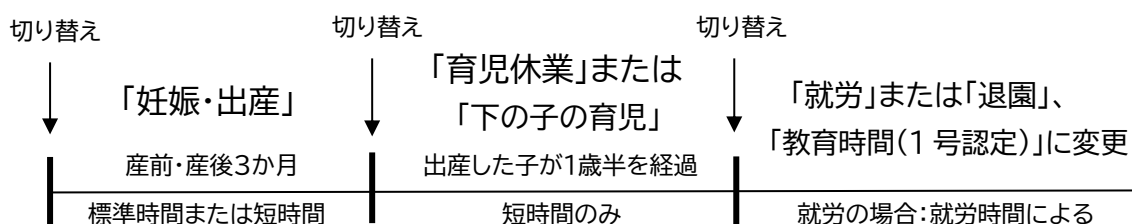
9 入園後に届出が必要な場合

①～⑤のような場合は、速やかに子育て支援課に届出をしてください。
保育必要量(保育標準時間・保育短時間)および期間の変更については、変更を希望する月の前月15日までに園に相談した上で、子育て支援課で手続きをしてください。必要書類は市 HP 又は子育て支援課窓口 to 備え付けてあります。電話や口頭での変更は、受け付けておりません。

①保育の事由が、「妊娠・出産」から「育児休業」または「下の子の育児」に切り替わる場合

必要書類 ・教育・保育給付認定変更申請書(時間変更が必要な場合)
・就労証明書(育児休業後に就労する場合)

※保育の事由が切り替わる際に、保育時間の変更が必要な場合は、その都度、変更届を提出してください。



②就労時間の変更

必要書類 教育・保育給付認定変更申請書(時間変更の場合)、就労証明書

③職場を退職した場合

必要書類 就労(予定)申立書または退園届

退職後、就職活動を行う場合は、就労(予定)申立書を提出してください。
なお、3か月以内に就労証明書を提出しないと退園となります。

④退園するとき

必要書類 退園届

⑤入園中に市外へ転出する場合

必要書類 退園届

※転出後も引き続きあわら市内のこども園の利用を希望する場合、申請先は転出先の入園担当課となります。詳細は、転出をする前に子育て支援課にご相談ください。

10 利用者負担額(こども園料・給食費など)

歳児\各利用料等	こども園料	副食費	その他実費負担分
0～2歳児	P9【別表】のとおり	こども園料に含む	主食(ご飯)費、行事参加費、絵本代、保護者会費等
3～5歳児※	無料	4,500円	

※3歳児には教育認定の満3歳児も含まれます。

○令和元年10月から、3歳～5歳児クラスのこども園料が無償化されました。

ただし、こども園料に含まれていた副食(おかず)費については、無償化の対象外であり、主食(ご飯)費と同様、保護者の負担となります。

○こども園料と副食費は、父母の市町村民税所得割額を合算した額で決定します。

4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分の所得割額により算定します。所得の修正申告や更正があったときは、変更になる場合がありますので、お申し出ください。

○階層とこども園料については P9【別表】をご覧ください。こども園料には副食費を含んでいます。

○公立、私立に依らずこども園料・副食費は同じですが、実費負担分(行事参加費、絵本代等)は園ごとに料金が異なります。

(1) 納付方法等について

①こども園料、公立こども園副食費

○納付は、原則【口座振替】です。振替日は毎月月末日(土日・祝祭日の場合は翌営業日)です。ただし、12月分振替日のみ例月に比べ1週間程度早まります。詳細は後日通知します。

○こども園料等は、毎月1日現在に児童が在園している場合には、その月の分がかかります。登園していなくても退園手続きをしていないと、こども園料等は発生します。

※【口座振替】について

振替希望の金融機関窓口に必要な事項を記入した「口座振替依頼書」を提出してください。「口座振替依頼書」は、市内金融機関、子育て支援課、各こども園にあります。「口座振替依頼書」には、こども園(保育料)、公立こども園給食費のそれぞれに○をつけてください。(私立の場合は、「こども園(保育料)」のみ)

②副食費(私立)、その他実費負担分

こども園ごとに集金となりますので、直接お支払いください

【別表】こども園料

《0～2歳児クラス》

各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		こども園料(月額・円)	
階層	定義	3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0
第2・11階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3・12階層	市町村民税所得割額 48,600 円未満	13,000	13,000
第4階層	市町村民税所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満	20,700	15,000
第5階層	市町村民税所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満	31,000	22,500
第6階層	市町村民税所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	37,000	26,900
第7階層	市町村民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	40,000	29,000
第8階層	市町村民税所得割額 397,000 円以上	52,000	37,800

※料金算定の基準となる年齢は、当該年度4月1日時点での保育年齢です。

※所得が未申告の方または市町村民税があわら市外で課税されている方で、所得が判明できる書類が未提出の場合は、こども園料等の階層区分が最大階層で決定されます。

(2)減額等について(こども園料・副食費)

《こども園料の減額等》

- ・第1子がこども園に在籍している場合、第2子のこども園料半額
- ・世帯の年収が 640 万円未満相当(市町村民税所得割額の合計が 169,000 円未満)の場合、第2子のこども園料は無料(令和4年9月から)
- ・保護者が扶養している子どもが同一世帯に3人以上いる場合、第3子以降のこども園料は無料

《副食費の負担の免除》

- ・世帯の年収が 360 万円未満相当の場合、副食費は免除
- ・保護者が扶養している子どもが同一世帯に3人以上いる場合、第3子以降の副食費は免除

11 広域入所について

<市外者が市内のこども園を希望する場合>

市外にお住まいで、あわら市内のこども園の利用を希望する場合は、お住まいの市区町村の担当窓口への申し込みとなります。その後、あわら市での審査となります。

あわら市に転入予定であることを確認できる場合は、あわら市民とみなして審査します。

あわら市に転入予定で申し込まれた方は、入園希望月の前月の末日までに転入手続を完了させてください。完了していない場合は、入園が取り消しとなりますのでご注意ください。

<市外の保育施設を希望する場合>

あわら市にお住まいで、市外の保育施設の利用を希望する方は、あわら市担当課に申し込みとなります。あらかじめ希望する保育施設のある市区町村に、空き状況等を直接ご自身で確認の上、あわら市子育て支援課までご相談ください。

※入園の審査における利用調整の基準は市区町村によって異なり、大半の市区町村ではその市区町村の住民が優先です。そのため、申し込む市区町村への転入予定が無い場合、入園が難しい場合があります。(利用調整の基準等は、その市区町村へお問い合わせください。)

※あわら市在住で他市区町村の施設に通う場合、承諾の期間は年度末までとなります。毎年、翌年度の継続申請を改めて行う必要があります。

※審査の結果は、希望先市区町村より通知が届き次第、お知らせいたします。

12 慣らし保育について

こども園に入園する際、お子さんが新しい環境に慣れるように、短い時間から徐々に園生活を始める慣らし保育が必要になる場合があります。期間は約2週間ですが、園やお子さんの状況によって異なります。

慣らし保育を利用する場合は、以下のとおりの方法があります。

①育児休業取得中または就労する前に入園して慣らし保育をする場合

育児休業取得中または就労前の方は、慣らし保育期間を考慮し、「職場復帰(就労する前)の2週間前が属する月」から、入園することが可能です。

※復帰月の前月から入園する場合、1か月間は保育短時間のみの利用になります。

例) 5月1日に職場復帰(就労)する場合 → 4月1日から入園可能

5月15日に職場復帰(就労)する場合 → 5月1日から入園可能

②入園する園での一時預かり保育を利用する場合

入園する前に、一時預かり保育を利用し、慣らし保育をする方法もあります。一時預かり保育を利用する場合は、直接園へご相談ください。

13 一時預かり保育について

認定こども園等に入園せず家庭で保育されているお子さんについて、保護者の傷病、入院、災害、事故等で緊急・一時的に家庭での保育が出来なくなった場合に、市内のこども園においてお預かりします。

・公私立認定こども園 12か所（開園時間内）

<利用料> 1日(4時間以上):2,000円 半日(4時間未満):1,000円

利用する場合は、希望する園に、事前に空きがあるかどうかをお問い合わせの上、直接園へお申し込みください。

14 あわら市の認定こども園一覧

No.	学校区	名称	運営	※定員	所在地	電話番号	教育時間	保育時間		延長 保育	一時 預かり	バス 送迎
								短時間 (月～土)	標準時間 (月～土)			
1	芦原	芦原こども園	公立	100	国影 13-13	77-1166	7:15～13:15	8:00～16:00	7:15～18:15	○	○	×
2		善久寺こども園	私立	53	舟津 3 丁目 23-2	77-2373	8:00～14:00		7:00～18:00	○	○	×
3		あわら敬愛こども園		65	田中々3-7-6	78-7885	8:00～14:00		7:00～18:00	○	○	×
4	本荘	本荘こども園		85	下番 7-1	77-3305	7:15～13:15		7:15～18:15	○	○	×
5	北潟	北潟こども園		45	北潟 36-17-2	79-1204	8:00～14:00		7:15～18:15	○	○	×
6	金津	金津こども園	公立	140	春宮三丁目 24-20	73-1228	7:15～13:15		7:15～18:15	○	○	×
7		妙安寺こども園	私立	65	市姫二丁目 17-3	73-0439	8:00～14:00		7:00～18:00	○	○	○
8		白藤こども園		65	市姫一丁目 13-17	73-1142	8:30～14:30		7:00～18:00	○	○	×
9		いちひめこども園		80	市姫三丁目 8-1	73-2250	8:30～14:30		7:00～18:00	○	○	×
10	伊井	伊井こども園		65	清間 21-27-1	73-2252	8:00～14:00		7:00～18:00	○	○	×
11	金津東	金津東こども園		55	中川 17-18	74-1055	8:00～14:00		7:00～18:00	○	○	○
12	細呂木	細呂木こども園		65	滝 63-25	73-2082	8:00～14:00		7:15～18:15	○	○	○

※令和 5 年度の定員数を掲載しています。今後、定員数の変更がある場合があります。

14 教育・保育施設位置図

